

株式会社 木村チェーン 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：全従業員を対象に育児・介護休業、子の看病休暇、介護休暇、育児の為に会社が講じる処置について規定の周知を各店舗会議、ポスター等掲示物によって周知を図る

【対策】

- 令和2年4月～ 店長会議にて店長への周知（従業員への周知の為に教育）
- 令和2年6月～ 制度に関するパンフレット（育児・介護規定）冊子作成・配布、全従業員を対象とした全店舗の事務所・更衣室・休憩室への休業、休暇取得の為に案内等の掲示

目標2：令和2年1月までに、育児休業を取得しやすくする為に勤務体系の見直しや作業内容の改善を図る

【対策】

- 令和3年1月～ 全店舗の要員の見直しを開始
- 令和3年3月～ 全店舗出勤予定表を見直し、店舗間での人の異動を行う

目標3：令和3年3月までに、育児休業等を取得しようとする者、又は服飾しようとする者に対して、相談窓口を設ける

【対策】

- 令和3年1月～ 担当者を選任、従業員への周知
- 令和3年3月～ 窓口の開設

目標 4：令和 3 年 3 月までに、所定外労働時間の削減、有給休暇取得促進の為に
従業員の作業内容、出勤予定の見直しを図る

【対策】

- 令和 3 年 2 月～ 所定外労働、有給取得実態の調査を行う
- 令和 3 年 3 月～ 所定外労働時間の削減と有給休暇取得の為に作業内容、作業工程を見直す。また、出勤予定表を作成し、予め計画的に有給取得の計画を立てる。

目標 5：令和 7 年 3 月 31 日までトライアル雇用を継続する

【対策】

- 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月 31 日までトライアル雇用を継続する